TBT協定をめぐる最近の判例の動向

農林水産政策研究所　藤岡　典夫　京極（田部）智子

国際貿易を規律するWTOの協定の１つに，TBT協定というものがあります。TBT協定は，「貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade）」というのが正式名称で，いわゆる非関税障壁として各国の定める産品の規格や基準が貿易の障害となることを防ぐために作成された協定です。TBT協定については，これまであまり関連する紛争が起きていませんでしたが，2012年に相次いで３つの紛争についてWTOの判断が出されました。これらは，我が国の食品・農産物に関する表示制度を含む規格・基準のあり方にも大いに関係してくると思われます。本稿では，これらの紛争の概略及び紛争解決手続で行われたTBT協定の解釈について解説します。

TBT協定をめぐる３つの貿易紛争

まずはじめに2008年10月に提起されたのが，米国・マグロラベリング事件[1]です。これは，GATT時代に米国とメキシコの間で問題となったいわゆるツナ・ドルフィンケースに関連するものであり，メキシコが米国の「ドルフィン・セーフ」ラベルを問題としてそのTBT協定違反を訴えたものです。米国では，イルカを殺傷することなく捕獲されたマグロ・マグロ製品に対して「ドルフィン・セーフ」というラベルを添付できる制度となっていますが，メキシコ漁業者が主に使用している巾着網を利用して捕獲されたマグロについてはイルカへの影響にかかわらずラベルが添付できないことになっていました。メキシコはこうしたメキシコ産マグロを差別する措置はTBT協定違反であるとして訴えました。

次に2008年12月に提起されたのが米国・COOL事件[2]です。これは，米国において導入された義務的な原産地表示制度（Country of Origin Labeling）がTBT協定違反であるとして，メキシコとカナダがそれぞれ訴えたものです。米国は，2008年に制定した法律に基づきさまざまな食品について小売り段階での原産地表示を義務付けていましたが，その中で，メキシコとカナダは食肉（牛肉・豚肉）についてのラベリングを問題として，メキシコ産やカナダ産の牛肉・豚肉を差別する措置だとして訴えました。

三番目が，2010年４月に提起された米国・丁子タバコ輸入規制事件[3]です。この事件では，米国が2009年制定の法律に基づきメンソール以外の香り付タバコの輸入・販売を禁止したことについて，香り付タバコの一種である丁子タバコの輸出国であるインドネシアが訴えたものです。なお，パネル・上級委員会の判断は，これら３つの事件のうち，丁子タバコ輸入規制事件について最初に出されています。

TBT協定の主要規定とその解釈

これら３つの事件では，TBT協定の主要規定である，①「強制規格」の定義，②2.1条，③2.2条，等について解釈が出されました。次に，これらの主要規定の概要と３つの事件においてパネル・上級委員会がどのような解釈を行ったかについてみていくことにします。

①　「強制規格」とは

強制規格の定義は，TBT協定附属書１パラ１に規定されており，①産品の特性を，積極的に，又は，消極的に規定する文書であって，②対象産品又は産品グループが識別可能で，③その遵守が義務的なもの，とされています。後述の2.1，2.2条は強制規格にのみ適用されることから，米国・マグロラベリング事件では，「ドルフィン・セーフ」ラベルが「強制規格」なのか「任意規格」なのかが問題となりました。パネルの多数は，①マグロ製品という識別可能な産品グループに適用され，②ラベルによる表示に関する要件を定めており，③「ドルフィン・セーフ」というラベリングを添付して米国市場で販売する際の義務的な要件であることから，その遵守は義務的であり「強制規格」と判断しましたが[4]，これには個別意見が付けられています。個別意見では，ラベルの有無にかかわらず市場で「ドルフィン・セーフ」ではないマグロ製品も販売できるのだから，強制規格ではないとの意見が出されました[5]。GATT期におけるツナ・ドルフィンケースでもラベリングは強制規格ではないと判断されていましたし，個別意見の言うとおり，これは「強制規格」ではないという見方もできると考えられます[6]。

②　TBT協定第2.1条：「同種の産品」と「不利な待遇」

TBT協定第2.1条は，最恵国待遇と内国民待遇義務

を規定しており，①「強制規格」であり，②「同種の産品」である輸入品について，③国産品よりも「不利な待遇」を与えている場合に，違反となります。

「同種の産品」かどうかについては，ガット第３条４項で，①産品の物理的特性，②産品の特定の市場における最終用途，③消費者の嗜好・習慣，④関税分類，に照らしてケースバイケースで判断するとされていますが，TBT協定においても基本的にはこの判断基準に基づいて同種性が判断されました(7)。

次に，輸入品に対し「不利な待遇」を与えているかどうかについては，ガット第３条４項の解釈を参照しつつ，2.1条は「法律上または事実上の差別」を禁止するものだが，正当な規制上の区別(a legitimate regulatory distinction)から生じる輸入品への悪影響までも禁止するものではなく，その悪影響が正当な規制上の区別から生じているかどうかを，事例の特定の状況，すなわち，問題となる強制規格の企図，設計，明らかになった構造，運用及び適用(the design, architecture, revealing structure, operation, and application of the technical regulation at issue)，特に，当該措置が公平なものかどうか(whether that technical regulation is even-handed)について検討する必要があるとされました(8)。なお，TBT協定第2.1条については，３事件においてすべてその違反が認定されています。

③　TBT協定第2.2条：「正当な目的」と「より貿易制限的でない措置」

TBT協定第2.2条では，「強制規格は，正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で，正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」とした上で，正当な目的について，「国家の安全保障上の必要，詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護，動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」と，例示的に列挙しています。本条項については，まず，①正当な目的に当たるかどうか，が判断されたうえで，必要である以上に貿易制限的かどうかについて，②措置が正当な目的に貢献する度合い，③措置の貿易制限性，④目的が達成できないことによって生じる危険の重大性，を検討したうえで，提示される代替措置について比較することとされました(9)。COOL事件においては，「消費者に情報を提供する」という原産地表示制度の目的が「正当な目的」にあたるとされました(10)。なお，３事件においてはすべて2.2条違反は認められていません。

おわりに

TBT協定が問題とされた事件についてのパネル・上級委員会の判断からは，以下の点が重要です。まず，2.1条での「不利な待遇」の判断については，「輸入品の競争条件に悪影響を与える修正」があったかどうかだけではなく，その悪影響が「正当な規制上の区別から生じているかどうか，特に，問題とされる措置が公平なものかどうか」という観点から審査するという，新たな判断基準が導入されていることです。これによれば，輸入品に対する差別があったとしても，それが「正当な規制上の区別」であれば認められることになります。次に，2.2条における「正当な目的」の範囲についてです。そもそも2.2条に挙げられている事項は限定列挙ではないので，さまざまな政策目的が「正当」と判断されうるわけですが，消費者とのコミュニケーションが重要視される現代において，COOL事件において，消費者への情報提供が正当な目的として明確に認められたことには大きな意義があると言えます。また，2.2条については，いずれの事件においても違反が認定されていないことから，「正当な目的」を持つ政策を実行するという加盟国の意思が相当程度尊重されていることがうかがわれます。

なお，本稿で見てきた３つの事件について米国はWTOからの是正勧告を受けて制度改正を行ったものの，うち２つについては原申立国がそれを不服として履行確認手続に訴えており，どのような判断が出されるのかが注目されます。

注(1)　United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna Products (DS381).

(2)　United States – Certain Country Origin Labelling (COOL) Requirements (DS394).

(3)　United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes (DS406).

(4)　マグロラベリングパネルpara. 7.111。

(5)　同para. 7.150。

(6)　同旨，内記（2012，71-72頁），Mavroidis (2013, 522-523)。

(7)　丁子タバコパネルparas. 7.148以下。メンソール入りタバコと丁子タバコとは「同種の産品」であると判断した。

(8)　丁子タバコ上級委para. 182。

(9)　マグロラベリング上級委para. 322。

(10)　COOLパネルparas. 7.636-7.651。

【参考文献】

内記香子（2012）「WTO法と加盟国の非経済的規制主権―GATT，SPS協定，TBT協定による新秩序」日本国際経済法学会編『国際経済法講座Ⅰ　通商・投資・競争』，法律文化社。

Mavroidis, Petros (2013) “Driftin’ too far from shore – Why the test for compliance with the TBT Agreement developed by the WTO Appellate Body is wrong and what should the AB have done instead,” World Trade Review 12 (3).